

第1編 総 則

- | | |
|-----|----------------|
| 第1章 | 計画の策定方針 |
| 第2章 | 防災機関の業務大綱 |
| 第3章 | 市民・事業者の基本的責務 |
| 第4章 | 市の概況 |
| 第5章 | 被害想定及び市域の災害危険性 |
| 第6章 | 防災ビジョン |

第1編 総 則 目 次

第1章 計画の策定方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の前提・性格及び災害の範囲	1
第3節 他の計画との関係	2
第4節 計画の修正	3
第5節 計画の習熟	3
第2章 防災機関の業務大綱	4
第1節 市	4
第2節 東京都	11
第3節 指定地方行政機関	12
第4節 自衛隊	14
第5節 指定公共機関	14
第6節 指定地方公共機関	16
第7節 一部事務組合	17
第8節 公共的団体・防災上重要な施設の管理者等	17
第3章 市民・事業者の基本的責務	20
第1節 自助・共助・公助	20
第2節 市民・事業者の基本的責務	20
第4章 市の概況	22
第1節 自然的条件	22
第2節 社会的条件	26
第5章 被害想定及び市域の災害危険性	27
第1節 地震(被害想定)	27
第2節 風水害等	35
第3節 複合災害	37
第6章 防災ビジョン	39
第1節 計画の理念	39
第2節 基本理念達成への方策	39
第3節 減災目標	41

第1章 計画の策定方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び八王子市防災会議条例第2条の規定に基づき、八王子市防災会議が作成する計画である。市、東京都及び防災関係機関や公共の団体その他市民がその有する全機能を発揮し、「自助」「共助」「公助」、それぞれの主体間が連携を図り、市の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧、復興に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、都市機能を維持することで、八王子市の防災力の向上及び減災を図ることを目的とする。

第2節 計画の前提・性格及び災害の範囲

1 計画の前提

- (1) この計画は、本編第5章に掲げる「被害想定」、東日本大震災や平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震など近年発生した大規模地震、平成26年2月大雪、平成27年9月関東・東北豪雨や平成29年台風第21号、令和元年東日本台風などの風水害から得た教訓や、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた自然災害と感染症との複合災害対策の課題など、近年の社会経済情勢の変化、及び市民・市議会などの提言を反映し策定した。
- (2) 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、高齢者、障害者、女性、子ども、性的マイノリティ等の要配慮者等の視点に立った、よりきめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が、必ずしも十分ではなかったとの指摘に対して、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方など多様な性の在り方に配慮した防災対策を推進していくことや、近年の災害で、本来避難すべき避難指示等のタイミングで避難せず逃げ遅れにより被災する者が多く発生した状況を踏まえ、国の防災基本計画及び東京都地域防災計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、市としてもこうした動向を踏まえて計画を策定した。
- (3) 住民が「自らの命は自らが守る」との自覚をもって避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向けた防災対策を推進していく。

2 計画の性格

- (1) この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、東京都、防災関係機関、公共的団体の処理分担すべき事務、業務又は任務を明示するとともに「自らの身の安全は自らが守る」との基本原則に立ち、市民・事業所の役割までを明示した、総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、各対策項目に関して市の責任担当部を示し、あわせて東京都、防災関係機関、公共的団体及び市民の責任を明確にするとともに、可能な限りそれがとるべき事業若しくは措置の一覧、優先順位、連携・協力の基本方針を示し、事業若しくは活動の施策効果の総合的な向上を図るための「ものさし」となるべき計画である。

(3) この計画は、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月公表）その他の各種調査に基づき、市の地域としての災害危険性を踏まえ策定するものである。

3 この計画で扱う災害の範囲

この計画では、次の災害等について対応を図る。

- | | | |
|----------|-----------|----------------------------|
| (1) 地震災害 | (2) 風水害 | (3) 大規模事故等 |
| (4) 火山災害 | (5) 原子力災害 | (6) 新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症 |

第3節 他の計画との関係

1 東京都地域防災計画その他法令に基づく防災業務計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき市の区域に係る災害から、市民（来街者を含む）の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び各指定行政機関等が作成する防災業務計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

2 八王子未来デザイン2040（八王子市基本構想・基本計画）との関係

八王子未来デザイン2040（八王子市基本構想・基本計画）は、市が総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定した最上位計画であり、基本構想では、まちづくりの基本理念に基づき本市が目指す6つの都市像(私たちが目指すまち)を定めている。

2040年を展望した基本計画は、令和5年度から令和12年度までの8か年を計画期間として、「みんなで目指す2040年の姿」の実現に向けた「重点テーマ・取組方針」と37の施策を定めて体系化している。

防災に関する施策は、都市像4(編)「安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち」基本施策2(章)「地域力を活かした安全で安心なまちづくり」施策番号24(第1節)「強さとしなやかさを持ったまちづくり」に位置づけている。

八王子未来デザイン2040は目指す姿の実現に向けた基本的な施策展開等を示した計画であり、その中で「人とひととの支えあい、つながり」と市民と行政のお互いの役割と責任ある行動による「協働」をさらに発展させた「地域自治」と「共創」を「未来を拓く原動力」として位置づけている。

一方、この計画は、市域におけるあらゆる市民の生命・身体・財産を守るとともに都市機能の維持という目的において、市、防災関係機関、事業者、市民の果たすべき役割についても規定するものであることから、両計画は相互に補完し、矛盾を生じないよう整合を図っていくべきものである。

3 八王子市国土強靭化地域計画との関係

八王子市国土強靭化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年12月11日法律第95号）に基づき令和2年3月に策定した。（令和5年3月改訂）

この計画は、どのような大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靭な地域」をつくりあげるためのプランであり、八王子市地域防災計画の指針となる。また、発災前における（平時の）施策や施策の進捗率、効果を把握するための重要事業指標（KPI）を掲載しており、地域防災計画が担う発災時・発災後の対応を円滑に行うための備えとして位置づけられていることから、両計画は相互に連動し、八王子市国土強靭化地域計画との整合を図っていくものとする。

4 その他の計画との関係

この計画は、市域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、市で作成する他の計画の防災に関する部分は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。したがって、各対策担当部及び防災関係機関は関係のある事項について、毎年3月末日（緊急を要する事項については、その都度市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を市防災会議へ提出しなければならない。

第5節 計画の習熟

市及び関係機関は、平素から自然災害や危機管理に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 防災機関の業務大綱

第1節 市

1 全 体

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 市防災会議及び市災害対策本部に関すること 2 市民による地域防災力の向上に関すること 3 防災都市づくり事業の推進に関すること 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること 5 災害対策用資器材及び物資の備蓄、整備に関すること 6 市域に存する公共的団体及び自主防災組織の育成、指導並びにボランティア環境整備に関すること 7 事業所防災に関すること 8 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること 9 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること 2 避難の指示等及び誘導に関すること 3 災害広報及び災害相談の実施に関すること 4 被災者に対する救助及び救護措置に関すること 5 緊急輸送の確保に関すること 6 消防及び水防に関すること 7 公共施設・設備の応急復旧に関すること 8 医療、防疫、保健衛生、文教、給水等の応急措置に関すること 9 外出者の支援に関すること 10 ボランティアの支援に関すること 11 防災関係機関との連絡調整に関すること 12 その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること <p>(災害復旧・災害復興)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の生活再建支援に関すること 2 施設の災害復旧に関すること 3 災害復興に関すること

2 各部等

名 称	事務又は業務の大綱
生 活 安 全 部	<p>1 防災会議及び災害対策本部の運営の総合調整に関すること</p> <p>2 防災対策の総合調整に関すること</p> <p>3 防災対策の組織、体制の整備、充実に関すること</p> <p>4 災害対策用物資、資器材等の備蓄、確保に関すること</p> <p>5 防災教育及び防災訓練に関すること</p> <p>6 災害時の非常配備態勢に関すること</p> <p>7 各部との連絡調整、情報収集活動の総括、被害状況のとりまとめに関すること</p> <p>8 帰宅困難者対策に関すること</p> <p>9 災害関連情報の収集伝達、防災行政無線に関すること</p> <p>10 東京都への報告並びに他市町村、関係機関等との連絡調整に関すること</p> <p>11 報道機関への発表に関すること</p> <p>12 自衛隊の派遣要請に関すること</p> <p>13 東京都、他市町村等への応援要請及び民間団体等の協力要請に関すること</p> <p>14 災害救助法の適用に関すること</p> <p>15 避難の指示等の伝達に関すること</p> <p>16 災害復興本部との連絡調整に関すること</p> <p>17 業務継続計画（B C P）に関すること</p> <p>18 他の部の所管に属さないこと</p> <p>19 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
都 市 戰 略 部	<p>1 災害に関する広報に関すること</p> <p>2 報道機関との連絡調整に関すること</p> <p>3 被害状況等の撮影及び記録に関すること</p> <p>4 見舞者、災害視察者等の応接に関すること</p> <p>5 復興方針及び復興計画の策定に関すること</p>
デジタル推進室	<p>1 重要な情報システムの復旧及び機能確保に関すること</p> <p>2 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
総 合 経 営 部	<p>1 職員の応援体制に関すること</p> <p>2 国、東京都への陳情に関すること</p> <p>3 災害復興本部の設置及び運営に関すること</p> <p>4 復興方針及び復興計画の策定に関すること</p> <p>5 各種復興対策の総合調整に関すること</p> <p>6 災害に関する広聴に関すること</p> <p>7 業務継続計画（B C P）に関すること</p>

名 称	事務又は業務の大綱
市民活動推進部	<p>1 避難指示等発令時の避難誘導に関すること</p> <p>2 避難所の開設及び運営に関すること</p> <p>3 避難所生活者への支援に関すること</p> <p>4 町会・自治会に関すること</p> <p>5 市民活動団体（N P O等）との協力に関すること</p> <p>6 外国人への支援に関すること</p> <p>7 女性の視点に立った支援に関すること</p> <p>8 帰宅困難者の対応の協力に関すること</p> <p>9 所管施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>10 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
総 务 部	<p>1 職員の安否確認、動員及び服務に関すること</p> <p>2 職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に関すること</p> <p>3 災害救助法、その他災害関連法規に関すること</p> <p>4 自衛隊及び災害派遣職員の受け入れに関すること</p> <p>5 合同慰靈祭等儀式に関すること</p> <p>6 災害関連情報の収集伝達の協力に関すること</p> <p>7 災害に関する広報の実施の協力に関すること</p> <p>8 災害時における生活安全部の応援に関すること</p> <p>9 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
契 約 資 産 部	<p>1 災害時の本庁舎本部事務室の配置及び器材配備に関すること</p> <p>2 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること</p> <p>3 災害対策に必要な用地等の総合調整に関すること</p> <p>4 災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関すること</p> <p>5 市有建物の修理（他の部に属するものを除く）に関すること</p> <p>6 応急仮設住宅の設営に関すること</p> <p>7 被災住宅の応急修理に関すること</p> <p>8 被災建物の解体の支援に関すること</p> <p>9 八王子市庁舎消防計画及び自衛消防隊に関すること</p> <p>10 本庁舎の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>11 市の燃料の調達に関すること</p> <p>12 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
財 政 部	<p>1 被害状況の調査及び住家の被害認定調査の実施に関すること</p> <p>2 災害関連情報の整理及び提供に関すること</p> <p>3 被害等に関する調査の総合調整に関すること</p> <p>4 署災証明書等の交付に関すること</p> <p>5 租税の減免等に関すること</p> <p>6 災害対策に関する財政計画、予算及び決算認定資料に関すること</p> <p>7 災害救助法適用に係る帳票調製に関すること</p> <p>8 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>

名 称	事務又は業務の大綱
市 民 部	<p>1 帰宅困難者対策に関すること</p> <p>2 事務所における被災者等の対応に関すること</p> <p>3 行方不明者の捜索に関すること</p> <p>4 遺体の収容及び埋火葬に関すること</p> <p>5 所管施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>6 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
福 祉 部	<p>1 救援救護対策の総合調整及び計画に関すること</p> <p>2 ボランティア（他の部が所管するものを除く）に関すること</p> <p>3 日本赤十字社との連絡調整に関すること（医療に関するものを除く）</p> <p>4 要配慮者対策に関すること</p> <p>5 義援金品、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等に関すること</p> <p>6 他の部に属さない救助救援に関すること</p> <p>7 所管施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>8 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
健 康 医 療 部	<p>1 医療救護対策に関すること</p> <p>2 医療に係る救護所の設置及び運営に関すること</p> <p>3 医薬品、衛生材料及び資器材の調達に関すること</p> <p>4 保健対策の総合調整及び計画に関すること</p> <p>5 防疫対策に関すること</p> <p>6 帰宅困難者の対応の協力に関すること</p> <p>7 災害時の動物対策に関すること</p> <p>8 所管施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>9 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
子 ど も 家 庭 部	<p>1 園児等の救助救援、保護及び安否確認等に関すること</p> <p>2 応急保育の実施に関すること</p> <p>3 乳幼児及び児童に係る相談に関すること</p> <p>4 災害時における他の部の応援に関すること</p> <p>5 所管施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>6 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
産 業 振 興 部	<p>1 食品その他救援物資の確保、調達及び配布に関すること</p> <p>2 農林業、商工業、観光施設等の被害状況把握及び災害対策に関すること</p> <p>3 観光客等対策に関すること</p> <p>4 避難指示等発令時の避難誘導に関すること</p> <p>5 避難所の開設及び運営に関すること</p> <p>6 避難所生活者への支援に関すること</p> <p>7 帰宅困難者の対応の協力に関すること</p> <p>8 山地災害に関すること</p> <p>9 被災者等の雇用対策に関すること</p> <p>10 事業所防災対策（B C P事業継続計画策定支援を含む）に関すること</p> <p>11 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>

名 称	事務又は業務の大綱
環 境 部	<p>1 災害時の環境保全及び環境回復に関すること</p> <p>2 被災地の消毒等防疫対策の協力に関すること</p> <p>3 井戸の活用（応急給水）の協力に関すること</p> <p>4 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送の総合調整に関すること</p> <p>5 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の総合調整に関すること</p> <p>6 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
資 源 循 環 部	<p>1 生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関すること</p> <p>2 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送の協力に関すること</p> <p>3 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に関すること</p> <p>4 応急給水の実施の協力に関すること</p> <p>5 所管施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>6 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
水 循 環 部	<p>1 応急給水に関すること</p> <p>2 所管施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>3 災害時のトイレ対策に関すること</p> <p>4 雨水対策に関すること</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の情報収集及び警戒に関すること</p> <p>6 関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>7 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
都 市 計 画 部	<p>1 都市防災に関する基本方針に関すること</p> <p>2 災害時の交通情報の収集、交通輸送計画及びその他交通対策の総合調整に関すること</p> <p>3 代替交通手段の確保に関すること</p> <p>4 災害時のヘリポート開設に関すること</p> <p>5 都市復興基本方針等の策定に関すること</p> <p>6 都市復興対策の総合調整に関すること</p>
拠 点 整 備 部	<p>1 拠点の整備、防災機能の確保に関すること</p> <p>2 災害時の交通情報の収集、交通輸送計画及びその他交通対策に関すること</p> <p>3 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に関すること</p> <p>4 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
まちなみ整備部	<p>1 市街地の整備、防災空間の確保に関すること</p> <p>2 建築物の耐震化、安全化に関すること</p> <p>3 土砂災害警戒区域等、危険建物等の情報収集及び警戒に関すること</p> <p>4 危険建物、危険区域等の安全確保に関すること</p> <p>5 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関すること</p> <p>6 災害時の住宅対策に関すること</p> <p>7 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に関すること</p> <p>8 所管施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>9 市街地等の復興対策に関すること</p> <p>10 災害復興に係る建築制限の実施に関すること</p> <p>11 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>

名 称	事務又は業務の大綱
道 路 交 通 部	<p>1 土木構造物等の災害対応力の強化に関すること</p> <p>2 土砂災害警戒区域等、危険建物等の情報収集及び警戒に関すること</p> <p>3 緊急輸送道路の確保に関すること</p> <p>4 貸出用自転車の提供に関すること</p> <p>5 住家、河川、道路等の障害物除去に関すること</p> <p>6 道路、堤防、橋りょう、所管施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>7 水防活動に関すること</p> <p>8 危険建物、危険区域等の安全確保に関すること</p> <p>9 帰宅困難者の対応の協力に関すること</p> <p>10 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に関すること</p> <p>11 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
会 計 部	<p>1 現金の出納及び保管に関すること</p> <p>2 指定金融機関等との連絡調整に関すること</p> <p>3 災害対策に係る決算に関すること</p> <p>4 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
学 校 教 育 部	<p>1 児童・生徒に対する防災教育に関すること</p> <p>2 学校施設等の災害予防に関すること</p> <p>3 避難指示等発令時の避難誘導に関すること</p> <p>4 避難所の開設及び運営に関すること</p> <p>5 避難所の開設・運営に係る総合調整に関すること</p> <p>6 児童及び生徒の安否確認等に関すること</p> <p>7 児童及び生徒の救護並びに支援に関すること</p> <p>8 避難所生活者に対する支援に関すること</p> <p>9 応急教育に関すること</p> <p>10 帰宅困難者の対応の協力に関すること</p> <p>11 給食センターによる食支援に関すること</p> <p>12 所管施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>13 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>
生 涯 学 習 ス ポ ーツ 部	<p>1 避難指示等発令時の避難誘導に関すること</p> <p>2 避難所の開設及び運営に関すること</p> <p>3 避難所生活者に対する支援に関すること</p> <p>4 文化財の被害状況把握等に関すること</p> <p>5 地域内輸送拠点及び臨時ヘリポート開設の協力に関すること</p> <p>6 帰宅困難者の対応の協力に関すること</p> <p>7 災害時における学校教育部の応援に関すること</p> <p>8 学童保育所入所児童の救助救護、保護及び安否確認等に関すること</p> <p>9 所管施設の災害予防及び復旧に関すること</p> <p>10 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること</p>

名 称	事務又は業務の大綱
選挙管理委員会 事務局	1 災害時における他の部の応援に関すること 2 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
監査事務局	1 災害時における他の部の応援に関すること 2 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
議会事務局	1 市議会との連絡調整に関すること 2 所管事項に係る復興及び復興支援対策に関すること
消防団	1 水・火災その他災害の予防警戒及び防御に関すること 2 救助・救護活動、避難誘導に関すること 3 被災状況の収集伝達に関すること 4 行方不明者、遺体の捜索に関すること 5 その他消防団活動に関すること

第2節 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<p>1 東京都防災会議に関すること</p> <p>2 防災に係る組織及び施設に関すること</p> <p>3 災害情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること</p> <p>5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること</p> <p>6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること</p> <p>7 緊急輸送の確保に関すること</p> <p>8 被災者の救出及び避難誘導に関すること</p> <p>9 人命の救助及び救急に関すること</p> <p>10 消防及び水防に関すること</p> <p>11 医療、防疫及び保健衛生に関すること</p> <p>12 外出者の支援に関すること</p> <p>13 応急給水に関すること</p> <p>14 救助物資の備蓄及び調達に関すること</p> <p>15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること</p> <p>16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること</p> <p>17 公共施設の応急復旧に関すること</p> <p>18 災害復興に関すること</p> <p>19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること</p> <p>21 事業所防災に関すること</p> <p>22 防災教育及び防災訓練に関すること</p> <p>23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること</p>

第3節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局 〔東京財務事務所〕 立川出張所	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関すること 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること
関東農政局	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること 2 応急用食料・物資の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること 6 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること 10 被害農業者に対する金融対策に関すること
関東森林管理局 東京事務所	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
関東運輸局	1 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること 2 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること
東京航空局 (東京空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること 3 地殻変動の監視に関すること
気象庁 (東京管区気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること 2 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の発表、伝達及び解説に関すること 4 区市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 都道府県や区市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</p> <p>2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) による災害対応支援に関すること</p> <p>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること</p> <p>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</p> <p>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</p>
東京労働局 〔八王子公共職業安定所〕	<p>1 産業安全（鉱山保安関係を除く）に関すること</p> <p>2 雇用対策に関すること</p>
関東地方整備局 〔相武国道事務所〕 〔※以上道路〕 〔京浜河川事務所〕 〔多摩川上流出張所〕 〔多摩出張所〕 〔※以上河川〕	<p>1 防災上必要な教育及び訓練に関すること</p> <p>2 通信施設等の整備に関すること</p> <p>3 公共施設等の整備に関すること</p> <p>4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること</p> <p>5 官庁施設の災害予防措置に関すること</p> <p>6 豪雪害の予防に関すること</p> <p>7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること</p> <p>8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること</p> <p>9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること</p> <p>10 災害時における復旧資材の確保に関すること</p> <p>11 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること</p>
関東信越厚生局	<p>1 被害情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>2 関係機関との連絡調整に関すること</p>
関東地方環境事務所	<p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</p> <p>2 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること</p> <p>3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること</p> <p>4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること</p>
北関東防衛局	<p>1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</p> <p>2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</p>

第4節 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 (第1施設大隊)	1 災害派遣の計画及び準備に関すること (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施
海 上 自 衛 隊 (横須賀地方総監部)	2 災害派遣の実施に関すること (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
航 空 自 衛 隊 (作戦システム運用隊)	

第5節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日 本 郵 便 (八王子郵便局)	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること 5 海外中央銀行等との連絡及び調整に関すること
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部 (以下「日赤東京都支部」という。)	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・遺体の処理を含む）の実施に関すること 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること 3 こころのケア活動に関すること 4 赤十字ボランティアの活動に関すること 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること 6 義援金の受付、配分及び募金に関すること（原則として義援物資について受け付けない） 7 災害救援物資の支給に関すること 8 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること 9 外国人の安否調査に関すること 10 遺体の検案協力に関すること 11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本放送協会	1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む）に関すること 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む）に関すること 3 放送施設の保全に関すること
中日本高速道路 (八王子支社)	1 道路、施設の建設及び維持管理に関すること 2 災害時の緊急交通路の確保に関すること 3 道路、施設の災害復旧工事に関すること
水資源機構	1 水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。）又は改築の実施に関すること 2 水資源開発施設の保全（施設管理）に関すること
NTT東日本 (東京支店)	1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること 2 重要通信の確保に関すること 3 気象予警報の伝達に関すること 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること 5 災害時における電気通信設備の復旧に関すること
NTTコミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること
NTTドコモ	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
KDDI	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
ソフトバンク	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と通信設備等の早期復旧に関すること
楽天モバイル	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通の確保と通信設備の復旧に関すること
JR東日本 (八王子支社)	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること
JR貨物	1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること
東京ガス 東京ガスネットワーク (以下「東京ガス グループ」という。)	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること 2 ガスの供給に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本通運 福山通運 佐川急便 ヤマト運輸 西濃運輸	1 災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること
東京電力 パワーグリッド (多摩総支社)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 電力需給に関すること

第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
京王電鉄	1 鉄道施設等の安全保安に関すること 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること
多摩都市モノレール	3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
東京都トラック協会 (多摩支部)	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送の協力に関すること
東京都医師会	1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること 3 遺体の検案の協力に関すること
東京都歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること
東京都薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
東京都立病院機構	1 所管する病院の医療救護活動に関すること
献血供給事業団	1 血液製剤の供給に関すること
東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関すること
報道各社	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること 2 放送施設の保全に関すること
東京バス協会	1 バスによる輸送の確保に関すること
東京ハイヤー・タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること
東京都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関すること
日本エレベーター協会 関東支部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る）に関すること 2 エレベーターの早期復旧に関すること

第7節 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京たま広域資源循環組合	1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関すること
多摩ニュータウン環境組合	
南多摩斎場組合	

第8節 公共的団体・防災上重要な施設の管理者等

機関の名称	事務又は業務の大綱
ジェイコム東京	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること
多摩テレビ	2 放送施設の保全に関すること
八王子エフエム	
八王子市医師会 (以下「市医師会」という。)	1 医療及び助産活動に関すること 2 防疫及び遺体の検案の協力に関すること 3 東京都医師会及び各医療機関との連絡調整に関すること
八南歯科医師会 (八王子支部) (以下「市歯科医師会」という。)	1 歯科医療活動に関すること 2 遺体の検案の協力に関すること 3 東京都歯科医師会及び各医療機関との連絡調整に関すること
八王子薬剤師会 (以下「市薬剤師会」という。)	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること 2 東京都薬剤師会及び各医療機関との連絡調整に関すること
東京都柔道整復師会 (以下「柔道整復師会」という。)	1 応急手当の協力に関すること 2 応急手当に必要な衛生材料の提供に関すること
医療機関	1 BCPの整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
高尾登山電鉄	1 災害時における旅客の安全確保に関すること 2 観光客の救出救助等への協力に関すること
京王電鉄バス	1 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給に関すること
西東京バス	
神奈川中央交通	
八王子建設業協会	1 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること 4 その他災害時における復旧活動の協力に関すること 5 加盟各事業者との連絡調整に関すること
八王子碎石協会	
多摩中央管工事協同組合	1 災害時における応急給水用資器材の提供及び飲料水の供給等に関すること 2 加盟各事業者との連絡調整に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
八王子市農業協同組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること 3 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること 5 災害時における食糧及び物資の供給に関すること
八王子商工会議所	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
各商店街（会）	2 災害時における物価安定についての協力に関すること
その他商工関係団体・八王子市内大型小売店	3 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること 4 加盟各事業者との連絡調整に関すること 5 被災者に対する炊き出し及び支援に関すること
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関すること
東京都LPGガス協会八王子支部	1 災害時におけるLPGガス等の貯蔵及び輸送の保全に関すること 2 災害時におけるLPGガス等の供給に関すること 3 被災施設の応急処理と復旧に関すること 4 加盟各事業者との連絡調整に関すること
東京都電気工事工業組合八王子地区本部	1 災害時における電気設備資器材、労務の提供に関すること 2 加盟各事業者との連絡調整に関すること
西東京電設工業協同組合	
桑都電業協会	
危険物・有毒物等保管施設の管理者	1 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備に関すること 2 災害時における入所者の保護に関すること 3 災害時における高齢者、障害者等のための福祉避難所の提供に関すること 4 避難確保計画の作成と避難訓練の実施に関すること（本市地域防災計画掲載施設）
大学・専修学校その他民間教育機関等管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における施設利用者の保護に関すること 3 災害時における地域住民の一時避難への協力に関すること 4 市が行う応急教育活動への協力に関すること
交通安全協会	1 災害危険箇所、異常現象等を発見した場合における市、警察署、消防署等へ連絡通報に関すること
防犯協会	2 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること 3 その他災害応急対策の業務の協力に関すること
八王子市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）	1 災害時のボランティアの受け入れに関すること 2 要介助者への救助及び生活支援活動の協力に関すること 3 東京都による生活福祉資金貸し付けの申込受付に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
八王子市赤十字奉仕団	1 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の運営業務等の協力に関すること 2 その他災害応急対策の業務の協力に関すること 3 会員との連絡調整の協力に関すること
福祉関係団体等	
自主防災組織、町会、自治会、PTA等地域団体	1 自主防災活動の実施に関すること 2 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の運営業務等の協力に関すること 3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること 4 避難者の誘導及び救出・救助・救護の協力に関すること

第3章 市民・事業者の基本的責務

第1節 自助・共助・公助

市は、災害から多くの生命や財産を守るために、次の3つの理念を重視する。

- 1 「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方
- 2 他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方
- 3 この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせないという考え方

第2節 市民・事業者の基本的責務

上記の理念を推進するために、本計画では、東京都地域防災計画に準じて市民、事業者の基本的責務を次のとおり定め、これに基づき、防災対策の推進を図る。

区分	基本的責務
市民	<p>1 市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 (2) 家具類の転倒・落下・移動の防止 (3) 出火の防止 (4) 初期消火に必要な用具の準備 (5) 飲料水及び食糧の確保 (6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒步による帰宅経路についての確認 (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保 <p>3 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。</p> <p>4 市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。</p>

区分	基本的責務
事業者	<p>1 事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、被害の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。</p> <p>4 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒步による帰宅経路の確認等の周知徹底に努めなければならない。</p> <p>5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。</p> <p>6 事業者は、その事業活動に関して被害を防止するため、東京都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。</p>

第4章 市の概況

第1節 自然的条件

1 位置

本市は、東京都心から 40 km 圈にあり、東京都の西端部に位置する。

市役所（元本郷町三丁目 24 番 1 号）の位置及び本市の隣接市町村は、次のとおりである。

市役所の位置	東 経	139° 18' 57"
	北 緯	35° 40' 00"
	海 抜	126.46m
隣接市町村	東	日野市、多摩市
	西	檜原村、神奈川県相模原市
	南	町田市、神奈川県相模原市
	北	あきる野市、福生市、昭島市

2 面積、広ぼう及び海拔

市の面積、広ぼう及び海拔は次のとおりで、多摩 26 市の合計面積の約 24% を占める。

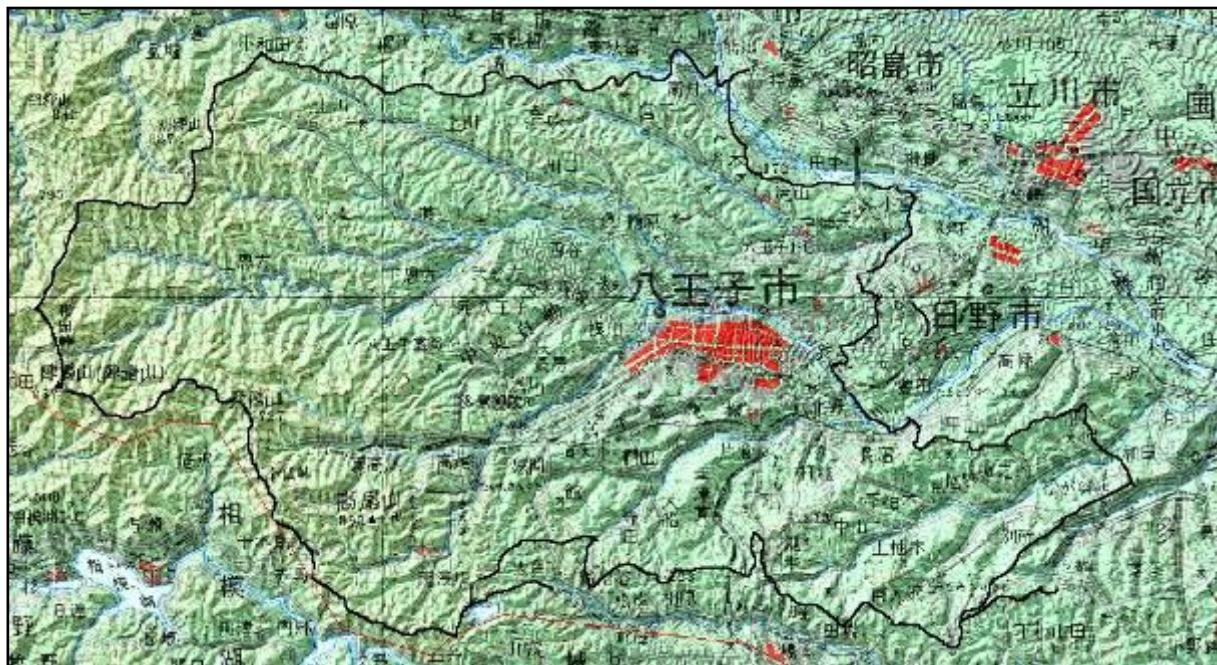
市 全 体	広ぼう	周 围	95.8 km
		東 西	24.3 km
		南 北	13.4 km
	海 抜	最 高	862.7m
		最 低	63.0m
	面 積	市全体	186.38 km ²
事 務 所 別面積※	本 庁	12.838 km ²	元八王子
	浅 川	26.339 km ²	恩 方
	由 木	7.816 km ²	川 口
	由木東	4.086 km ²	加 住
	南大沢	9.474 km ²	由 井
	横 山	6.192 km ²	北 野
	館	8.124 km ²	石 川

(統計八王子 (令和4年〔2022年〕版))

※ 事務所別面積の合計が必ずしも市全体の面積にならない場合があります。

3 地形、地質

八王子市の地形図



※（国土地理院 1/5万地形図を加工）

市域の地形を概観すると、山地、丘陵、台地、低地に区分することができる。

市の中心街は、浅川によって開析された低地にあり、その北側は加住丘陵が、南側は多摩丘陵が、それぞれ西方の山地から東方へ張り出した形で連続的に連なっている。加住丘陵の東方は、日野の台地となって多摩川、浅川によって侵食されたがけとなって終わっている。多摩丘陵は、町田市、稻城市、さらに川崎市、横浜市方面に連なっている。

したがって、本市域は、西から東へゆるく傾斜した小規模な盆地状の地形をなしている。

本市を流れる河川は、西高東低の地形にしたがって、ほぼ東方へ流れ、小河川を集めて浅川となり、多摩川に合流する。本市の低地はこのような河川による侵食によってできたもので、市街地は浅川などの流域にある。

市街地の北方にある加住丘陵は、西方から流れる谷地川によって南北に分けられ、加住北丘陵の北方は多摩川に、加住南丘陵の南方は川口川に接している。川口川と北浅川に挟まれた川口丘陵が、また、北浅川と南浅川に挟まれた船田丘陵が東方へ突き出している。南浅川の南方には小比企丘陵があり、その南東は湯殿川を挟んで多摩丘陵がある。

これらの丘陵は、標高140～250mとほぼ同じで西方から東方へしだいに低くなる、地表には小起伏が見られるものの、全体的にはほぼ平坦なスカイラインをもっている。地質構造においても似ている点が多く、多摩ローム層の堆積面と考えられ、かつては一連の地形であったものが幾多の河川によって侵食されて分断されたものである。

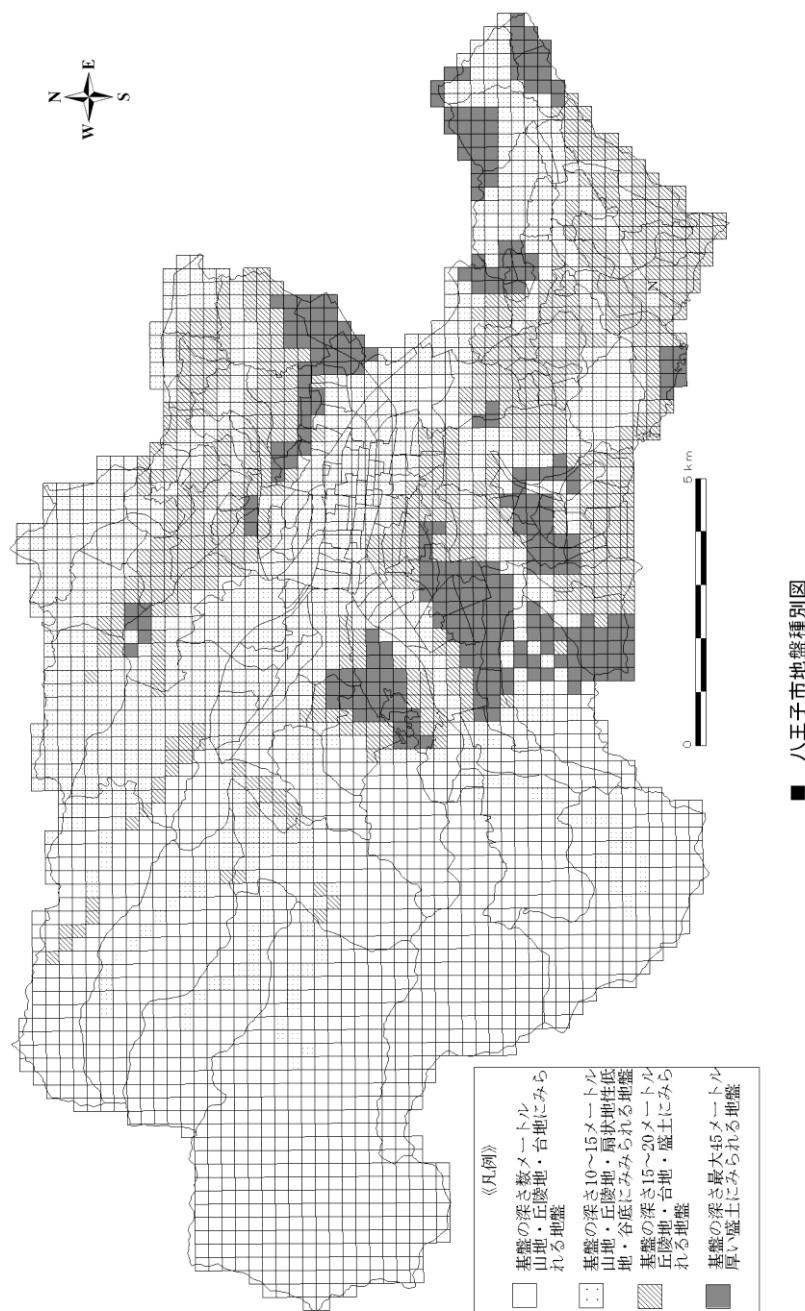
市内で最も規模の大きい台地は、加住丘陵東方の大和田町、石川町、高倉町から日野市に連なる日野台地である。標高100～200mの平坦な台地は、下末吉層の堆積面である。丘陵、台地は古期ロームと呼ばれる多摩ローム層、下末吉ローム層に厚くおおわれている。

台地の縁辺部には、それより低い数多くの段丘が発達している。その規模は小さく、新規ローム層

(武藏野ローム、立川ローム) におおわれているが、その厚さは2~4 mと薄い。

市の中心部をはじめ、各所の低平地は、浅川をはじめ他のいくつもの河川の氾濫によってできた沖積平地である。ここには河成砂れき層を中心とした沖積層が直接おおっていて、いわゆる関東ローム層は見られない。

丘陵地の西側には関東山地の南縁部をなす小仏の山地がある。この山地は本市では小仏層群と呼ばれる中生代白亜紀（6500万～1億3500万年前）に海底で堆積した岩石からできている。この地層は本市北部では、砂岩を主体とし、若干のれき岩・砂岩・泥岩の互層部を帶状に含んでいる。中央部にいくと、この互層岩体が広く分布する。南部の神奈川県との境界付近には泥岩が広がる。これらの地層は北西から南東に走る構造をなす。



4 気象

近年、本市も都市気候化が徐々に進行している。

気温は夏季には 39℃という猛暑や、冬季には 20℃を超えるような日がある一方で -5℃前後となる日もある。年間の降水量は、ここ数年の平均で 1,590mm 程となっている。

気象概況

年 及 月	次 び 次	気温 (°C)			降水量 (mm)	最大日降水量 (mm)	最小湿度 (%)	風速 (m/s)					
		月平均	月最高	月最低				平均風速	最大瞬間風速、風向				
平成29年		14.9	36.7	-5.9	1,514.5	175.0	6	2.7	24.6 南西				
30		15.9	39.3	-8.7	1,436.0	87.0	8	2.8	45.6 南南東				
令和元年		15.6	37.0	-4.8	1,966.0	392.5	10	2.7	33.3 北				
2		15.7	39.3	-5.4	1,604.5	115.0	11	2.7	24.3 北北西				
3		15.6	39.0	-6.3	1,448.5	80.0	0	2.7	23.1 北北西				
1月		4.0	18.1	-6.3	51.0	20.5	10	2.2	21.5 西				
2		6.7	21.8	-3.6	51.0	49.0	0	2.7	19.9 西				
3		11.6	23.7	0.0	111.5	47.5	12	3.1	20.9 南				
4		14.1	26.4	3.8	81.0	47.0	8	3.4	20.3 北北西				
5		18.9	29.1	7.2	78.5	30.0	18	3.2	20.8 南				
6		22.4	31.9	14.9	81.5	20.5	21	3.0	20.8 南				
7		25.9	36.1	19.0	273.0	63.5	38	2.4	18.0 北				
8		27.0	39.0	18.3	307.5	80.0	29	3.0	22.7 南南西				
9		21.7	32.3	14.4	148.0	35.5	29	2.5	12.0 南				
10		17.3	30.1	4.6	114.5	53.0	31	2.5	19.3 北				
11		12.0	21.6	-1.1	82.0	59.0	19	2.0	17.1 北				
12		6.3	19.5	-5.8	69.0	38.0	15	2.3	23.1 北北西				
年 及 月	次 び 次	気温階級別日数			降水量階級別日数			風速10m/s 以上の日数	日照時間 (h)	雷雨日数 (1mm以上)			
		最低気温	最高気温		1mm 以上	10mm 以上	30mm 以上	50mm 以上	100mm 以上				
平成29年		5	74	119	51	92	41	10	6	2	41	2,131.3	14
30		10	56	131	67	91	45	11	5	-	44	2,154.1	14
令和元年		-	53	113	53	109	45	18	6	2	43	1,966.2	12
2		1	41	123	56	107	43	15	7	1	42	1,754.3	17
3		6	59	118	48	102	39	17	5	-	42	2,135.9	15
1月		4	25	-	-	5	2	-	-	-	1	194.3	-
2		-	15	-	-	2	1	1	-	-	5	237.6	-
3		-	-	-	-	7	3	1	-	-	8	176.1	1
4		-	-	3	-	7	3	1	-	-	9	216.5	1
5		-	-	13	-	10	2	1	-	-	8	147.5	2
6		-	-	24	3	12	3	-	-	-	2	132.6	2
7		-	-	27	19	16	8	2	2	-	1	173.6	5
8		-	-	26	23	12	6	5	1	-	4	158.7	2
9		-	-	15	2	11	4	3	-	-	-	104.1	-
10		-	-	10	1	10	4	1	1	-	2	174.9	1
11		-	3	-	-	5	1	1	1	-	-	204.8	1
12		2	16	-	-	5	2	1	-	-	2	215.2	-

(統計八王子 (令和4年 [2022年] 版))

第2節 社会的条件

1 人口

八王子市は、都心から 40 km圏内にある多摩地域最大の都市であり、国道 16 号や国道 20 号などが交差する交通の要衝としてなどの立地条件にも恵まれ、高度経済成長とともに宅地開発、都市化が進んだ。その結果、本市の人口は、昭和 30 年頃から昭和 55 年頃にかけて急激に増加した。

しかし、昭和 50 年代後半から人口増加の割合は、やや緩やかになってきている。

平均世帯人員については、昭和 61 年に 3 人を割り、現在に至るまで減少を続けており、核家族化の傾向が顕著となっている。

また、年齢別人口の割合については、年少人口（0～14 歳）が 10.8%、生産年齢人口（15～64 歳）が 61.6%、老人人口（65 歳以上）が 27.6% となり、本市においても年々高齢化が進んでおり、今後もこうした傾向は続くと見込まれている。

市全体	人 口	562,145 人			
	世 帯 数	279,627 世帯			
	人 口 密 度	3,016 人／k m ²			
	1 世帯当たり人口	2.01 人			
事務所別 人口・ 世帯数	本 庁	128,135 人	70,524 世帯	元八王子	50,493 人 24,162 世帯
	浅 川	20,916 人	10,433 世帯	恩 方	13,328 人 6,484 世帯
	由 木	36,389 人	16,827 世帯	川 口	31,441 人 15,446 世帯
	由 木 東	20,767 人	10,572 世帯	加 住	13,510 人 8,098 世帯
	南 大 沢	54,492 人	24,204 世帯	由 井	45,160 人 19,676 世帯
	横 山	49,200 人	24,450 世帯	北 野	37,314 人 19,178 世帯
	館	28,175 人	14,286 世帯	石 川	32,825 人 15,287 世帯

（統計八王子（令和 4 年〔2022 年〕版）、令和 5 年 1 月 1 日現在）（外国人住民含む）

2 交 通

(1) 道 路

現在、広域的な機能を果たす市域の主要幹線道路は、中央自動車道、国道 16 号、同八王子バイパス、国道 20 号（甲州街道）、国道 411 号（滝山街道）、国道 468 号首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、都道府中相模原線（野猿街道）、都道八王子五日市線（秋川街道）、都道八王子町田線（町田街道）、都道八王子あきる野線（高尾街道）、都道八王子武蔵村山線（多摩大橋通り）、都道山田宮の前線（美山通り）の 12 路線である。また、都道上館日野線（北野街道）、都道上野原八王子線（陣馬街道）、都道下柚木八王子線（野猿街道）、都道淵上日野線（新滝山街道）、都道瑞穂あきる野八王子線、都道小山乞田線（多摩ニュータウン通り）、都道八王子城山線等の一部幹線道路が主要幹線道路の機能を代替している。

(2) 鉄 道

鉄道は、東西方向に JR 中央線及び京王電鉄京王線・高尾線・相模原線、南北方向に JR 八高線・横浜線及び多摩都市モノレールの計 7 路線が通っており、そのうち JR 八高線・横浜線と京王電鉄京王線・高尾線の 4 路線が市内の駅を始発駅にしている。また、高尾山に高尾登山電鉄がある。本市は、従来にも増して多摩地域の交通の要衝になってきている。

第5章 被害想定及び市域の災害危険性

第1節 地震(被害想定)

1 想定された地震

東京都では平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)を踏まえたなか、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表後、約10年が経過するなかで、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき10年ぶりに被害想定の見直しを行い、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

その被害想定では、マグニチュード(M)7クラスの首都直下地震として、「都心南部直下地震(M7.3)」、「多摩東部直下地震(M7.3)」、「立川断層帶地震(M7.4)」、及びM8~9クラスの海溝型地震として、「大正関東地震(M8クラス)」、「南海トラフ巨大地震(M9クラス)」の5つの地震が発生した場合の人的・物的被害が明らかになった。また、その被害想定の中で、時系列ごとの災害シナリオと被害の様相を初めて公表した。災害シナリオと被害の様相は、M7.3の首都直下地震が冬の18時、風速8m/sの条件で発生した場合、発生直後から1か月以降までに起こりうる事象について、定量的に示すことが困難な事項についても定性的な被害シナリオとして示すとともに、防災対策を検討する基礎資料として被害様相をまとめている。この他に都心東部直下地震、都心西部直下地震、多摩西部直下地震(いずれもM7.3)の3つの地震に関しては震度分布のみが提示された。

これらの地震のうち、本市では、多摩東部直下地震が発生した場合に市域の97.6%で震度6弱以上の強い揺れが想定され、人的被害、焼失棟数を含む建物被害が最も大きくなることから、これをこの計画における想定地震とする。

2 被害想定の前提条件

(1) 想定地震

想定地震	規 模	震 源	震源の深さ	発生確率
多摩東部直下地震	M7.3	多摩地域	約45km	今後30年以内 70% (南関東地域における M7クラスの確率)

(2) 想定シーン

季節・時刻・風速	想定される被害の特徴
冬・早朝 5時 風速 4m/s、8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼 12時 風速 4m/s、8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ・外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ・住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕 18時 風速 4m/s、8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ・ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ・鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(3) 震源モデルの設定

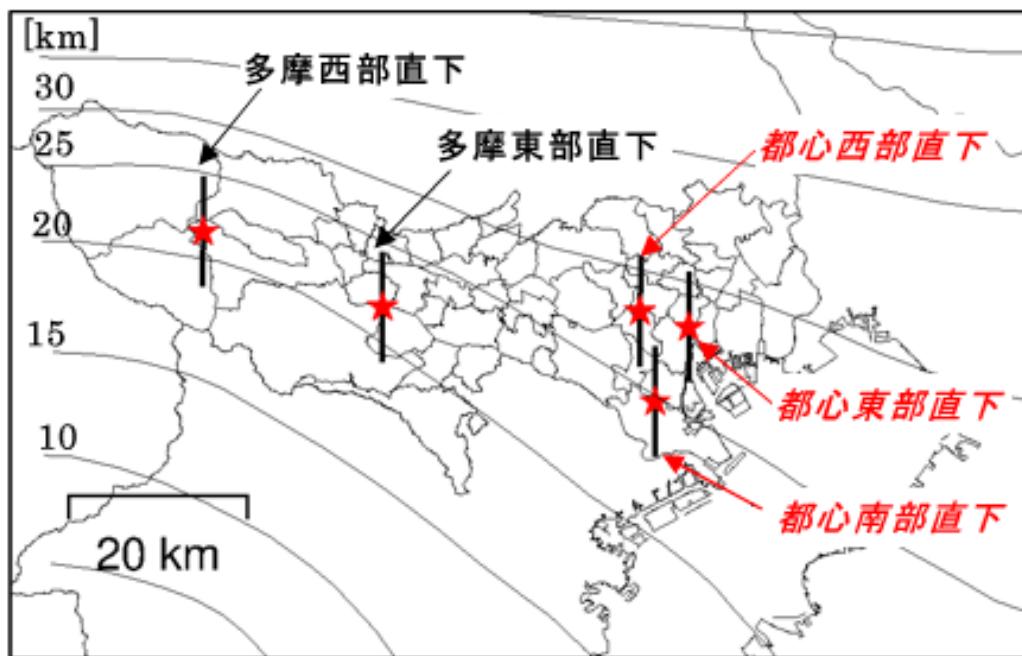


図 プレート上面等深線と設定したプレート内地震の震源断層位置
(図中、星は震央、内閣府と同一位置のものを斜体字で記載)

3 想定された地盤の震動・液状化

多摩東部直下地震は多摩地域の東部を震源域とするプレート内地震であり、多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震として想定している。震度6強以上の地域は、多摩地域に加えて、区部当部を含めて広く分布する。震度7の面積はごくわずかであり、震度6強の面積は約485km²である。

本市における震度別面積率は、震度6強が24.1%、震度6弱が73.5%、震度5強以下が2.4%で、震度7の揺れは想定されていないが、市域の97.6%で震度6弱以上の強い揺れの地域が分布する。

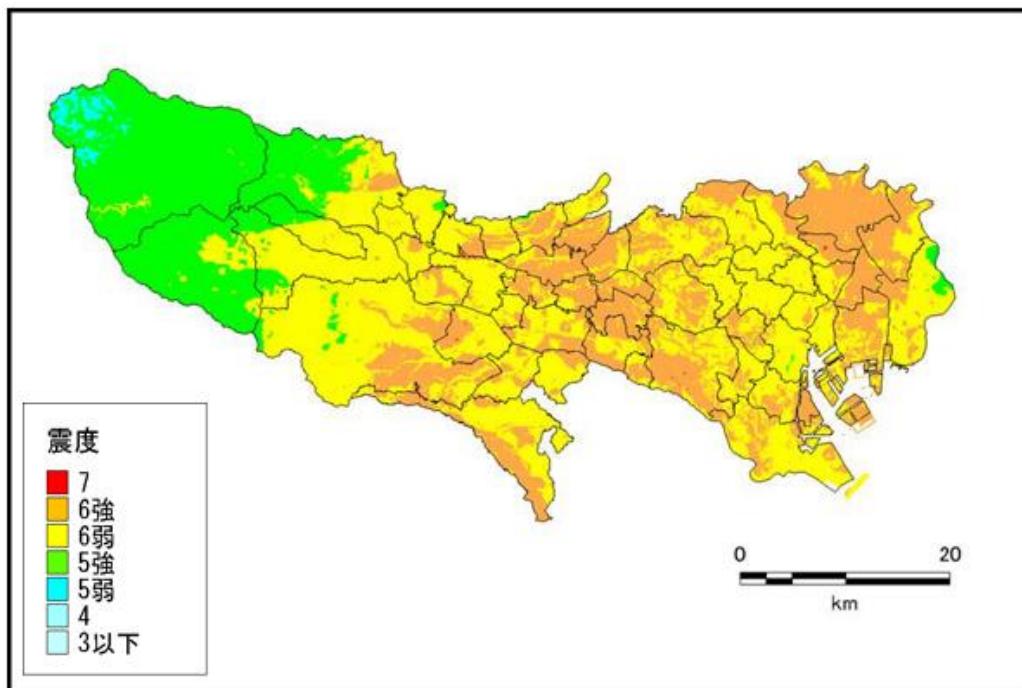


図 多摩東部直下地震(M7.3)の震度分布

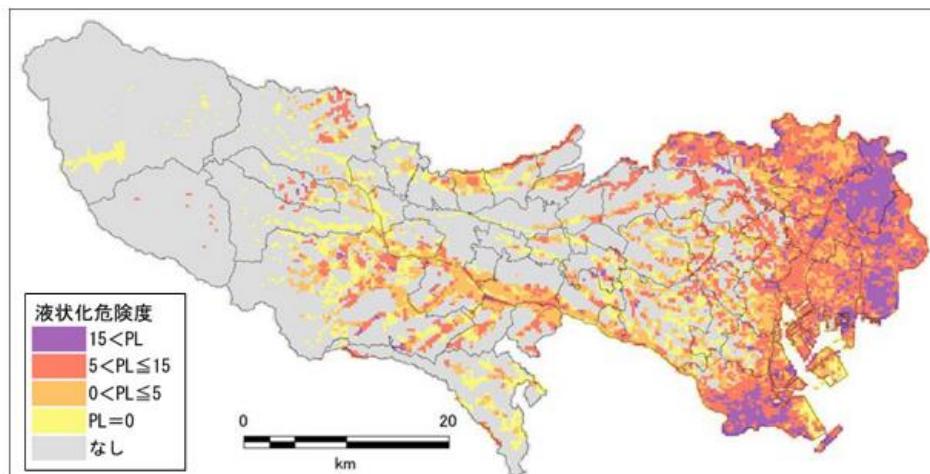


図 多摩東部直下地震(M7.3)の液状化危険度分布

表 PL値による液状化危険度判定区分（岩崎ほか(昭和55(1980)年に加筆)

	PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	PL>15
PL値による液状化危険度判定	液状化危険度は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要	液状化危険度が高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避

4 想定される被害

多摩東部直下地震が発生した場合、想定される各種被害は、次のとおりである。

項目	単位	多摩東部直下地震 (M7.3)							
		冬・早朝		冬・昼		冬・夕			
		風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m		
夜間人口	(人)	579,355							
昼間人口	(人)	576,240							
面 積	(km ²)	186.4							
震度別面積率	5強以下	(%)	2.4						
	6弱	(%)	73.5						
	6強	(%)	24.1						
	7	(%)	0.0						
建物棟数	計	(棟)	147,379						
	木造	(棟)	111,540						
	非木造	(棟)	35,839						
原因別建物全壊棟数	計	(棟)	2,452						
	ゆれ	(棟)	2,342						
	液状化	(棟)	20						
	急傾斜地崩壊	(棟)	90						
原因別建物半壊棟数	計	(棟)	10,409						
	ゆれ	(棟)	10,036						
	液状化	(棟)	167						
	急傾斜地崩壊	(棟)	206						
うち、原因別建物大規模半壊棟数	計	(棟)	2,125						
	ゆれ	(棟)	2,025						
	液状化	(棟)	59						
	急傾斜地崩壊	(棟)	40						
火災	出火件数	(件)	13	13	16	16	27	27	
	焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	1,379	1,490	1,760	1,896	2,864	3,094
		倒壊建物を含まない	(棟)	1,351	1,461	1,726	1,859	2,807	3,033
人的被害	死 者	計	(人)	183	186	114	117	167	172
		ゆれ建物被害	(人)	134	134	60	60	89	89
		屋内収容物	(人)	9	9	8	8	7	7
		急傾斜地崩壊	(人)	8	8	6	6	6	6
		火災	(人)	32	34	40	43	61	66
		ブロック塀等	(人)	0	0	1	1	4	4
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0
	うち重傷者	計	(人)	3,047	3,059	2,464	2,478	2,764	2,785
		ゆれ建物被害	(人)	2,739	2,739	2,103	2,103	2,227	2,227
		屋内収容物	(人)	190	190	172	172	160	160
		急傾斜地崩壊	(人)	10	10	7	7	8	8
		火 災	(人)	103	115	141	155	243	265
		ブロック塀等	(人)	5	5	41	41	125	125
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0
	要配慮者	計	(人)	285	288	264	268	329	335
		ゆれ建物被害	(人)	207	207	167	167	173	173
		屋内収容物	(人)	42	42	37	37	35	35
		急傾斜地崩壊	(人)	5	5	4	4	4	4
		火 災	(人)	29	32	39	43	68	74
		ブロック塀等	(人)	2	2	16	16	49	49
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0
ライフライン	死者数	(人)	99	100	61	63	90	92	
	避 難 者	発生数	(人)	79,948	80,350	81,331	81,833	85,330	86,163
	帰宅困難者	発生数	(人)	—	—	101,663	101,663	101,663	101,663
	都内滞留者	発生数	(人)	—	—	553,589	553,589	553,589	553,589
	閉じ込めにつながり得るエレベーター	停止台数	(台)	500	500	502	510	509	510
	自力脱出困難者	発生数	(人)	943	943	775	775	788	788
	災害廃棄物	重量	(万t)	93	93	94	94	96	97
	電 力	停電率	(%)	4.4	4.5	4.6	4.7	5.2	5.3
	通 信	不通率	(%)	1.8	1.0	1.2	1.3	1.9	2.0
	上水道	断水率	(%)			21.4			
物 資	下水道	管きよ被害率	(%)			5.2			
	ガス	供給停止率	(%)			0.0			
	食料 (万食)	～3日目	(万食)	22	22	23	23	25	26
		4～7日目	(万食)	58	59	59	60	63	64
	飲料水 (万L)	～3日目	(万L)	26	26	26	27	27	27
		4～7日目	(万L)	50	50	50	50	50	50
	毛 布	必要量	(万枚)	11	11	11	11	11	11

5 地域危険度

東京都では、東京都震災対策条例に基づき、地震に関する地域危険度を定期的に調査公表しており、市街地の変化を表す建物などの最新データや新たな知見を取り入れ、概ね5年ごとに調査を行い、令和4年9月に「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」が公表された。

この地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を相対的に評価するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定したもので、地震の揺れによる建物倒壊の危険性（建物倒壊危険度）、火災の発生による延焼の危険性（火災危険度）、建物倒壊や延焼の危険性の指標に加え、災害時活動困難度を加味した総合危険度について、都内の市街化区域の5,192町丁目ごとに危険性の度合いを5段階のランクで相対的に評価している。

（区域全域が市街化調整区域である高月町、小津町、上恩方町は調査対象外としている。）

地震に関する地域危険度測定調査（第9回）

（順位は調査対象となった都内5,192町丁目中の順位）

ランク1（危険性が低い） ← → ランク5（危険性が高い）

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ <ha>)</ha>	順位	ランク	危険量 (棟/ <ha>)</ha>	順位	ランク		危険量 (棟/ <ha>)</ha>	順位	ランク
暁町1丁目	谷底低地1	1.27	2750	2	0.13	2242	2	0.20	0.29	2489	2
暁町2丁目	台地1	0.74	3854	1	0.06	2934	1	0.30	0.24	2846	2
暁町3丁目	丘陵	0.25	4668	1	0.02	3877	1	0.39	0.10	4003	1
旭町	台地1	0.26	4662	1	0.00	4775	1	0.15	0.04	4660	1
東町	台地1	1.09	3128	1	0.01	4005	1	0.11	0.12	3822	1
石川町	台地1	0.41	4411	1	0.01	4055	1	0.23	0.10	4065	1
泉町	谷底低地1	1.49	2397	2	0.53	980	3	0.31	0.63	1135	3
犬目町	谷底低地1	0.36	4501	1	0.02	3834	1	0.36	0.14	3701	1
上野町	台地1	1.20	2895	1	0.12	2281	2	0.15	0.19	3211	1
打越町	丘陵	0.53	4232	1	0.03	3496	1	0.20	0.11	3910	1
宇津木町	谷底低地1	0.45	4361	1	0.01	4307	1	0.26	0.12	3850	1
宇津貫町	丘陵	0.04	5064	1	0.00	4987	1	0.70	0.03	4745	1
梅坪町	丘陵	0.11	4928	1	0.00	4816	1	0.20	0.02	4829	1
裏高尾町	山地	0.01	5143	1	0.00	5000	1	1.12	0.01	4955	1
追分町	台地1	2.16	1659	2	0.16	2027	2	0.13	0.30	2397	2
大塚	丘陵	0.51	4268	1	0.02	3754	1	0.23	0.12	3866	1
大船町	丘陵	0.15	4834	1	0.00	4450	1	0.16	0.03	4787	1
大谷町	台地1	0.40	4424	1	0.01	4132	1	0.29	0.12	3867	1
大横町	台地1	1.59	2249	2	0.06	3009	1	0.15	0.24	2841	2
大和田町1丁目	谷底低地1	0.70	3926	1	0.03	3469	1	0.19	0.14	3683	1
大和田町2丁目	台地1	0.76	3815	1	0.02	3775	1	0.10	0.08	4255	1
大和田町3丁目	谷底低地1	0.79	3747	1	0.06	3033	1	0.21	0.18	3334	1
大和田町4丁目	台地1	0.56	4190	1	0.01	4002	1	0.09	0.05	4509	1
大和田町5丁目	谷底低地1	0.69	3954	1	0.02	3919	1	0.10	0.07	4345	1
大和田町6丁目	谷底低地1	0.80	3734	1	0.03	3441	1	0.23	0.19	3227	1
大和田町7丁目	谷底低地1	0.85	3635	1	0.07	2794	2	0.30	0.28	2544	2
小門町	台地1	1.43	2490	2	0.16	2010	2	0.12	0.19	3245	1
尾崎町	台地1	0.27	4643	1	0.00	4727	1	0.24	0.07	4380	1
鹿島	丘陵	0.15	4837	1	0.00	4665	1	0.20	0.03	4732	1
加住町1丁目	丘陵	0.16	4832	1	0.00	4781	1	0.26	0.04	4618	1
加住町2丁目	丘陵	0.02	5125	1	0.00	4997	1	0.37	0.01	5047	1
片倉町	丘陵	0.47	4325	1	0.01	4120	1	0.19	0.09	4155	1
叶谷町	谷底低地1	0.75	3844	1	0.05	3105	1	0.24	0.19	3201	1
上壹分方町	台地1	0.83	3674	1	0.10	2495	2	0.46	0.43	1752	2
上川町	山地	0.03	5102	1	0.00	5003	1	0.52	0.01	4946	1

第1編 総則 第5章 被害想定及び市域の災害危険性

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ ha)	順位	ランク
上柚木	丘陵	0.22	4718	1	0.00	4575	1	0.28	0.06	4417	1
上柚木2丁目	丘陵	0.17	4806	1	0.00	4664	1	0.10	0.02	4885	1
上柚木3丁目	丘陵	0.04	5060	1	0.00	5004	1	0.08	0.00	5099	1
川口町	丘陵	0.33	4535	1	0.03	3652	1	0.55	0.20	3142	1
川町	丘陵	0.21	4738	1	0.00	4446	1	0.17	0.04	4675	1
北野町	谷底低地1	0.52	4250	1	0.04	3388	1	0.18	0.10	4070	1
清川町	谷底低地1	1.47	2422	2	0.09	2607	2	0.08	0.13	3741	1
樋田町	台地1	0.44	4373	1	0.02	3945	1	0.12	0.05	4487	1
越野	丘陵	0.28	4626	1	0.01	4050	1	0.15	0.04	4598	1
小比企町	台地1	0.58	4166	1	0.02	3912	1	0.27	0.16	3483	1
小宮町	丘陵	0.47	4317	1	0.02	3808	1	0.24	0.12	3881	1
子安町1丁目	台地1	1.16	2964	1	0.05	3131	1	0.22	0.27	2618	2
子安町2丁目	台地1	1.33	2634	2	0.07	2809	2	0.17	0.24	2845	2
子安町3丁目	台地1	1.08	3144	1	0.04	3285	1	0.13	0.14	3657	1
子安町4丁目	台地1	1.66	2129	2	0.05	3151	1	0.10	0.18	3341	1
左入町	谷底低地1	0.36	4499	1	0.01	4303	1	0.19	0.07	4357	1
散田町1丁目	台地1	1.85	1933	2	0.14	2129	2	0.20	0.39	1936	2
散田町2丁目	台地1	1.72	2061	2	0.98	581	3	0.20	0.53	1393	2
散田町3丁目	台地1	1.36	2587	2	0.09	2599	2	0.15	0.22	2993	1
散田町4丁目	台地1	1.64	2171	2	0.18	1921	2	0.14	0.25	2741	2
散田町5丁目	台地1	0.80	3727	1	0.03	3531	1	0.14	0.11	3918	1
下恩方町	山地	0.07	4998	1	0.00	4637	1	0.39	0.03	4762	1
下柚木	丘陵	0.22	4715	1	0.01	4399	1	0.21	0.05	4537	1
下柚木2丁目	丘陵	0.13	4884	1	0.00	4480	1	0.09	0.01	4964	1
下柚木3丁目	丘陵	0.07	5005	1	0.00	4822	1	0.16	0.01	4986	1
新町	台地1	2.03	1755	2	0.07	2749	2	0.12	0.26	2688	2
諏訪町	台地1	1.48	2403	2	0.31	1394	2	0.36	0.65	1080	3
千人町1丁目	台地1	1.58	2260	2	0.04	3382	1	0.11	0.18	3348	1
千人町2丁目	台地1	1.42	2506	2	0.05	3215	1	0.10	0.15	3585	1
千人町3丁目	台地1	1.39	2547	2	0.12	2295	2	0.14	0.21	3094	1
千人町4丁目	台地1	1.15	2999	1	0.03	3521	1	0.11	0.13	3788	1
平町	沖積低地1	0.23	4709	1	0.00	4667	1	0.54	0.12	3836	1
高尾町	山地	0.05	5042	1	0.00	4668	1	0.59	0.03	4718	1
高倉町	台地1	0.43	4382	1	0.00	4448	1	0.09	0.04	4647	1
滝山町1丁目	丘陵	0.11	4925	1	0.00	4782	1	0.20	0.02	4825	1
滝山町2丁目	谷底低地1	0.17	4812	1	0.00	4729	1	0.30	0.05	4513	1
館町	丘陵	0.16	4829	1	0.00	4473	1	0.29	0.05	4548	1
田町	谷底低地1	1.45	2450	2	0.02	3777	1	0.11	0.16	3484	1
丹木町1丁目	谷底低地1	0.23	4703	1	0.00	4497	1	0.19	0.04	4587	1
丹木町2丁目	丘陵	0.15	4835	1	0.00	4600	1	0.23	0.04	4676	1
丹木町3丁目	谷底低地1	0.39	4450	1	0.00	4452	1	0.16	0.06	4404	1
台町1丁目	台地1	1.42	2501	2	0.10	2498	2	0.15	0.22	2966	1
台町2丁目	台地1	0.86	3594	1	0.02	3956	1	0.15	0.13	3756	1
台町3丁目	台地1	0.89	3540	1	0.03	3483	1	0.11	0.10	4059	1
台町4丁目	台地1	1.11	3088	1	0.14	2172	2	0.11	0.14	3695	1
大楽寺町	台地1	1.41	2512	2	0.28	1481	2	0.24	0.41	1831	2
寺田町	丘陵	0.12	4896	1	0.00	4638	1	0.22	0.03	4766	1
寺町	台地1	1.74	2034	2	0.13	2207	2	0.13	0.25	2763	2
天神町	台地1	2.06	1741	2	0.40	1211	2	0.14	0.34	2171	2
戸吹町	丘陵	0.09	4974	1	0.00	4879	1	0.39	0.03	4704	1
中町	台地1	2.27	1578	2	0.06	2894	1	0.13	0.30	2409	2
中野上町1丁目	谷底低地1	1.89	1899	2	0.20	1766	2	0.25	0.51	1442	2
中野上町2丁目	谷底低地1	1.58	2267	2	0.15	2067	2	0.26	0.45	1658	2
中野上町3丁目	台地1	1.91	1863	2	0.35	1308	2	0.19	0.43	1736	2
中野上町4丁目	谷底低地1	1.20	2887	1	0.11	2353	2	0.18	0.24	2823	2
中野上町5丁目	台地1	1.27	2773	2	0.27	1526	2	0.25	0.38	1962	2

第1編 総則 第5章 被害想定及び市域の災害危険性

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ ha)	順位	ランク
中野山王1丁目	台地1	1.02	3274	1	0.04	3401	1	0.19	0.20	3135	1
中野山王2丁目	谷底低地1	0.50	4276	1	0.01	4201	1	0.20	0.10	4027	1
中野山王3丁目	谷底低地1	0.11	4921	1	0.00	4691	1	0.11	0.01	4958	1
中野町	台地1	0.87	3570	1	0.11	2390	2	0.23	0.23	2946	1
中山	丘陵	0.14	4861	1	0.00	4735	1	0.42	0.06	4438	1
長沼町	谷底低地1	0.91	3488	1	0.10	2526	2	0.19	0.19	3247	1
長房町	台地1	0.63	4069	1	0.04	3354	1	0.22	0.15	3605	1
並木町	台地1	1.16	2959	1	0.03	3582	1	0.16	0.20	3174	1
檜原町	谷底低地1	0.72	3902	1	0.06	2940	1	0.23	0.18	3302	1
西浅川町	山地	0.22	4712	1	0.01	4283	1	0.23	0.05	4481	1
西寺方町	谷底低地1	0.42	4400	1	0.01	4243	1	0.24	0.10	3993	1
式分方町	台地1	0.77	3794	1	0.04	3262	1	0.28	0.23	2921	1
狭間町	台地1	0.67	4004	1	0.01	4061	1	0.19	0.13	3749	1
八幡町	台地1	1.95	1824	2	0.03	3650	1	0.11	0.22	2967	1
初沢町	山地	0.09	4966	1	0.00	4525	1	0.43	0.04	4632	1
東浅川町	台地1	0.96	3401	1	0.07	2816	2	0.18	0.19	3272	1
東中野	丘陵	0.17	4810	1	0.00	4533	1	0.26	0.05	4578	1
日吉町	台地1	2.67	1340	2	0.37	1262	2	0.11	0.33	2205	2
平岡町	台地1	1.91	1864	2	0.09	2584	2	0.10	0.19	3207	1
富士見町	台地1	1.70	2086	2	0.08	2658	2	0.31	0.56	1293	2
別所1丁目	丘陵	0.16	4831	1	0.00	4466	1	0.12	0.02	4868	1
別所2丁目	丘陵	0.02	5114	1	0.00	4907	1	0.13	0.00	5118	1
堀之内	丘陵	0.13	4890	1	0.00	4542	1	0.22	0.03	4748	1
堀之内2丁目	丘陵	0.21	4736	1	0.00	4501	1	0.09	0.02	4869	1
堀之内3丁目	丘陵	0.15	4844	1	0.01	4381	1	0.12	0.02	4888	1
本郷町	台地1	3.12	1129	3	0.25	1596	2	0.16	0.53	1377	2
本町	台地1	2.23	1608	2	0.13	2261	2	0.12	0.28	2508	2
松が谷	丘陵	0.05	5047	1	0.00	4910	1	0.20	0.01	5003	1
松木	丘陵	0.13	4880	1	0.00	4469	1	0.12	0.02	4903	1
丸山町	丘陵	0.90	3516	1	0.03	3567	1	0.14	0.13	3801	1
三崎町	台地1	2.32	1547	2	0.10	2442	2	0.09	0.21	3041	1
緑町	台地1	0.97	3368	1	0.13	2230	2	0.34	0.37	2005	2
南浅川町	山地	0.01	5154	1	0.00	5056	1	0.58	0.00	5081	1
南大沢1丁目	丘陵	0.06	5020	1	0.00	4779	1	0.17	0.01	4989	1
南大沢2丁目	丘陵	0.22	4722	1	0.00	4629	1	0.10	0.02	4842	1
南大沢3丁目	丘陵	0.01	5140	1	0.00	4979	1	0.13	0.00	5138	1
南大沢4丁目	丘陵	0.12	4895	1	0.00	4647	1	0.09	0.01	4973	1
南大沢5丁目	丘陵	0.11	4927	1	0.00	4862	1	0.15	0.02	4908	1
南新町	台地1	2.25	1591	2	0.10	2522	2	0.10	0.24	2836	2
南町	台地1	1.40	2538	2	0.03	3475	1	0.18	0.26	2689	2
宮下町	丘陵	0.11	4923	1	0.00	4799	1	0.35	0.04	4650	1
美山町	山地	0.02	5111	1	0.00	4889	1	0.24	0.01	5074	1
明神町1丁目	谷底低地1	1.00	3319	1	0.04	3308	1	0.14	0.15	3589	1
明神町2丁目	谷底低地1	0.94	3437	1	0.02	3876	1	0.14	0.13	3733	1
明神町3丁目	台地1	0.88	3554	1	0.02	3986	1	0.10	0.09	4124	1
明神町4丁目	谷底低地1	0.58	4161	1	0.01	4178	1	0.15	0.09	4184	1
めじろ台1丁目	台地1	1.58	2262	2	0.02	3733	1	0.10	0.15	3542	1
めじろ台2丁目	台地1	1.18	2927	1	0.05	3107	1	0.08	0.10	4000	1
めじろ台3丁目	台地1	1.35	2603	2	0.07	2827	2	0.09	0.13	3752	1
めじろ台4丁目	台地1	1.25	2805	2	0.02	3738	1	0.11	0.14	3650	1
元八王子町1丁目	台地1	0.60	4130	1	0.03	3657	1	0.23	0.14	3658	1
元八王子町2丁目	台地1	0.39	4447	1	0.01	4040	1	0.19	0.08	4286	1
元八王子町3丁目	山地	0.09	4959	1	0.00	4714	1	0.29	0.03	4775	1
元本郷町1丁目	台地1	2.25	1590	2	0.16	1987	2	0.11	0.27	2624	2
元本郷町2丁目	谷底低地1	1.00	3301	1	0.06	2908	1	0.19	0.20	3150	1
元本郷町3丁目	谷底低地1	1.18	2919	1	0.07	2796	2	0.15	0.19	3268	1
元本郷町4丁目	谷底低地1	0.79	3762	1	0.03	3667	1	0.18	0.15	3628	1

町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難係数	総合危険度		
		危険量 (棟/ ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ ha)	順位	ランク
元横山町1丁目	谷底低地1	1.33	2640	2	0.06	2967	1	0.17	0.23	2915	1
元横山町2丁目	台地1	1.63	2178	2	0.08	2647	2	0.13	0.23	2937	1
元横山町3丁目	谷底低地1	2.49	1435	2	0.46	1084	3	0.19	0.56	1287	2
八木町	台地1	1.34	2615	2	0.02	3897	1	0.11	0.15	3554	1
谷野町	丘陵	0.13	4893	1	0.00	4692	1	0.23	0.03	4744	1
山田町	台地1	0.69	3955	1	0.05	3136	1	0.20	0.15	3601	1
鎌水	丘陵	0.09	4961	1	0.00	4766	1	0.23	0.02	4832	1
鎌水2丁目	丘陵	0.08	4987	1	0.00	4753	1	0.15	0.01	4966	1
八日町	台地1	1.08	3146	1	0.01	4363	1	0.08	0.09	4159	1
横川町	台地1	1.15	2994	1	0.15	2058	2	0.25	0.32	2250	2
横山町	台地1	2.02	1770	2	0.02	3895	1	0.13	0.27	2580	2
四谷町	台地1	1.31	2669	2	0.16	2003	2	0.22	0.33	2224	2
万町	台地1	1.66	2140	2	0.09	2605	2	0.14	0.24	2829	2
廿里町	丘陵	0.09	4953	1	0.00	4611	1	0.33	0.03	4720	1
絹ヶ丘1丁目	丘陵	1.49	2391	2	0.04	3247	1	0.14	0.21	3061	1
絹ヶ丘2丁目	丘陵	1.63	2188	2	0.04	3231	1	0.10	0.17	3434	1
絹ヶ丘3丁目	丘陵	1.54	2314	2	0.19	1857	2	0.25	0.42	1761	2
南陽台1丁目	丘陵	1.36	2589	2	0.02	3728	1	0.20	0.28	2559	2
南陽台2丁目	丘陵	1.50	2373	2	0.03	3511	1	0.11	0.17	3369	1
南陽台3丁目	丘陵	1.21	2861	1	0.03	3467	1	0.10	0.12	3843	1
久保山町1丁目	丘陵	0.37	4470	1	0.02	3951	1	0.10	0.04	4628	1
久保山町2丁目	丘陵	0.28	4621	1	0.02	3948	1	0.13	0.04	4663	1
北野台1丁目	丘陵	1.88	1905	2	0.07	2841	2	0.13	0.25	2783	2
北野台2丁目	丘陵	1.63	2180	2	0.08	2673	2	0.13	0.22	2994	1
北野台3丁目	丘陵	2.04	1751	2	0.11	2366	2	0.12	0.26	2710	2
北野台4丁目	丘陵	1.33	2633	2	0.11	2406	2	0.12	0.17	3388	1
北野台5丁目	丘陵	0.53	4235	1	0.08	2709	2	0.17	0.10	4018	1
みつい台1丁目	台地1	1.79	1991	2	0.04	3365	1	0.10	0.19	3249	1
みつい台2丁目	台地1	1.38	2567	2	0.03	3482	1	0.11	0.15	3568	1
城山手1丁目	丘陵	0.17	4808	1	0.02	3803	1	0.09	0.02	4904	1
城山手2丁目	丘陵	0.24	4695	1	0.02	3718	1	0.10	0.02	4791	1
西片倉1丁目	谷底低地1	0.25	4671	1	0.00	4496	1	0.11	0.03	4776	1
西片倉2丁目	台地1	0.27	4641	1	0.01	4244	1	0.09	0.02	4795	1
西片倉3丁目	台地1	0.26	4661	1	0.01	4096	1	0.11	0.03	4725	1
兵衛1丁目	谷底低地1	0.29	4610	1	0.02	3925	1	0.14	0.04	4608	1
兵衛2丁目	丘陵	0.12	4908	1	0.00	4598	1	0.24	0.03	4749	1
みなみ野1丁目	台地1	0.01	5137	1	0.00	5020	1	0.12	0.00	5137	1
みなみ野2丁目	丘陵	0.18	4787	1	0.01	4341	1	0.12	0.02	4813	1
みなみ野3丁目	台地1	0.30	4591	1	0.02	3916	1	0.12	0.04	4644	1
みなみ野4丁目	台地1	0.20	4760	1	0.04	3302	1	0.13	0.03	4719	1
みなみ野5丁目	台地1	0.17	4801	1	0.01	4156	1	0.12	0.02	4838	1
みなみ野6丁目	台地1	0.31	4575	1	0.02	3814	1	0.18	0.06	4441	1
七国1丁目	丘陵	0.04	5075	1	0.00	4566	1	0.15	0.01	5071	1
七国2丁目	丘陵	0.28	4624	1	0.01	4030	1	0.08	0.02	4823	1
七国3丁目	丘陵	0.27	4639	1	0.01	4011	1	0.10	0.03	4764	1
七国4丁目	丘陵	0.20	4753	1	0.06	2923	1	0.08	0.02	4843	1
七国5丁目	丘陵	0.29	4603	1	0.03	3457	1	0.08	0.03	4767	1
七国6丁目	台地1	0.28	4614	1	0.03	3607	1	0.13	0.04	4626	1

第2節 風水害等

1 水害について

八王子市域には、多くの河川や水路が存在し、河川等の洪水による水害は、河川整備が進むにつれて減少している。しかし、河川整備の状況は、整備計画に対して国の管理区間では堤防整備率が約54%、東京都の管理区間では約69%となっている。

そして、宅地化等の土地利用の進展により、浸透機能が低下した結果、降雨による流出量が多くなり、局地的な内水はん濫型の水害が発生するようになっている。

こうした水害の危険性については、関東地方整備局が、水防法に基づき「想定しうる最大規模の降雨（48時間雨量588mm）」があった場合における、河川の氾濫による浸水を「多摩川・浅川・大栗川の洪水浸水想定区域図」として平成28年5月に公表した。

その他、東京都管理河川のうち、浅川上流、醍醐川、山入川、小津川、城山川、大沢川、御靈谷川、南浅川、案内川、川口川、山田川、湯殿川、兵衛川、谷地川、大栗川、大田川については、令和2年（2020年）1月に、秋川については令和2年（2020年）8月に想定雨量を「想定しうる最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）」があった場合に、河川から水が溢れることで浸水する現象（外水氾濫）と下水道管の能力を超えた雨水が窪地などに溜まることで浸水する現象（内水氾濫）の両方を示した浸水予想区域図を公表した。この浸水予想区域図のうち、外水氾濫に係る浸水予想区域については令和6年（2024年）2月に水防法に基づく洪水浸水想定区域に指定された。

また、関東地方整備局が洪水浸水想定区域を公表した多摩川及び浅川流域における内水氾濫の浸水予想については、東京都と同一の想定で市が独自に行い、令和3年（2021年）9月にハザードマップで公表した。

これらの浸水想定（予想）によると、多摩川は高月町及び平町から小宮町にかけての一部地域が、浅川（国直轄区域）は萩原橋付近から日野市境までの河川沿いの区域が浸水するものと想定されているなか、高月町及び平町から小宮町にかけての一部地域では浸水深が「5.0m以上」となる区域が見られるほか、各河川沿いの一部地域及び地盤高が低い場所では浸水深が「1.0～3.0m」となる区域が見られる。

また、東京都が、東京都豪雨対策基本方針（改定）（令和5年12月）ならびに東京都地下空間浸水対策ガイドライン（平成20年9月）等に基づいて5年ごとに作成・公表している「地下空間浸水対策用浸水実績図」によると、本市では中心市街地を除くと、地階を有する建物（個人住宅を除く）は一部地域に点在しているのみであり、これらにおける浸水被害は発生していない。

しかしながら、建築様式の多様化により、個人の住宅等でも半地下式の駐車場や地階を持つものが増えてきており、本市においてもかなりの数が存在しているものと想定されることから、記録的な豪雨や局所的な集中豪雨があった場合の危険性は内在しているものと考えられる。

「令和元年東日本台風」では、八王子市では初となる大雨特別警報が発表され、日降水量としては1976年の統計開始以来、年間を通じて第1位となる392.5mm（アメダス八王子）、最大1時間降水量においては10月としては第1位となる47.0mmの記録的な大雨となり、市内における人的被害は1件もなかったものの、市内187か所で土砂崩れが発生したほか、建物の全壊10棟、大規模半壊3棟、半壊12棟、一部損壊（準半壊）48棟、一部損壊（10%未満）163棟、床上浸水25棟、床下浸水70棟など、市民生活に大きな影響をもたらす被害があった。

このような台風については、近年多発しているゲリラ豪雨とともに今後も起こりうる風水害である。市民の命を守るために、市として避難対策の充実・強化を図っていくほか、河川・水路・公共下水道整備などの流下施設対策や雨水貯留浸透施設の設置などの雨水流出抑制施策の推進とともに、水位・雨量情報の提供やハザードマップの周知、避難訓練等のソフト対策を総合的治水対策として展開することが不可欠である。

2 土砂災害について

市域における土砂災害発生の危険性のある地域については、西部山地部と丘陵地における人工改変地があげられる。

本市の西部山地部は、地質的に見ると中生代に属し、この山地を貫流する河川はV字形をなし壯年期の様相を呈している。地質としては变成千枚岩、砂岩、粘板岩からなっており、荒廃渓流が多く、大正7年頃から砂防指定地の指定を受け、大部分対策工事は完了し、おおむね安定してきている。西部山地部では、道路などの法面を除けば、大規模な人工がけは極めて少ないが、宅地周囲の人工がけは多数存在している。さらに土石流による被害も考慮に入れると、住家に影響のある斜面は著しく広いものとなる。

また、市域の東部のかなり広い地域を占める丘陵地は、1960年代から始まり、1970年代に多数の開発が行われている。丘陵地の標高は100～200mあり、多数の谷により樹枝状に浸食され、開析が進んでいるため、起伏はかなり大きい。そのため谷埋め地や切り盛り地盤が多く、土砂災害の発生する可能性のある箇所は少なくない。

そこで、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）が制定され、八王子市内でも、東京都によって、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定が行われている。区域指定は、土砂災害のおそれがあるとされる土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害により市民に大きな被害が生じるおそれがあるとされる土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）があり、さらに、がけ崩れ、土石流、地すべりの3要素別に分類されて指定される。

本市では、平成30年3月で市内全域の土砂災害警戒区域の指定が完了した。土砂災害防止法では、おおむね5年ごとに地形の改変など社会情勢の変化を反映させるための基礎調査を行うこととされており、本市では、市内を複数の地域に分割し、東京都が順番に基準調査を行っている。令和6年より3巡目の調査が開始され、地形や構造物の状態等に変化があった場合には、調査結果に基づき区域の指定・変更が行われる。

3 大雪について

平成26年2月の本市は、寒気の影響で低温となった日が多く、冬型の気圧配置となって晴れた日が多かったが、数日の周期で低気圧が通過したため、曇りや雨、また、8日、14日からと2度にわたる大雪に見舞われた。特に14日から16日にかけては関東甲信地方を中心に過去の最深積雪の記録を大幅に上回る記録的な大雪となった。また、2月の月平均気温は3.1℃と平年より1.0℃低く、月降水量は126.5mmと平年の3倍程度の値を記録した。一方、月日照時間は157.0時間と平年より約17時間短かった。

この年の2度にわたる大雪について、2月上旬は、3日にかけて暖気が流れ込み全国的に気温が高

くなったが、8日から9日にかけては低気圧が日本の南岸を発達しながら通過したことから広い範囲で大雪や大雨となった。中旬は、14日から15日にかけて日本の南海上を低気圧が発達しながら通過した影響で関東甲信地方は記録的な大雪となり、本市においても独自観測ではあるが15日午前4時時点で最大積雪量50.5cmを記録し、過去の最大積雪量44cm（昭和43年2月16日）の記録を更新した。こうしたことから、本市では市民等への情報提供体制の強化や自助、共助、公助による除雪体制の強化等を図っていくことが不可欠である。

第3節 複合災害

1 複合災害の想定

異種の災害が同時期に発生又は短時間のうちに立て続けに起きる複合災害が発生した場合に想定される事象を整理した。

	震 災	風 水 害	火 灶 噴 火	感 染 症
震 災	—			
風 水 害	①	—		
火 灶 噴 火	②	④	—	
感 染 症	③	⑤	⑥	—

① 震災×風水害

- ・市内には、土砂災害特別警戒区域等が分布している。仮に地震時に斜面崩壊等が生じなかった場合においても、地盤の緩みやひび割れ等が生じている場合もあり、特に、地震発生時期が梅雨期間前であった場合などには、その後の長雨や集中豪雨により、斜面崩壊等が生じる可能性がある。
- ・梅雨期や台風シーズンなど降雨期に地震が発生した場合、雨水ポンプ場等の雨水管路施設の流下・排水機能が低下し、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生する可能性がある。
- ・避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生。
- ・指定緊急避難場所は、災害種別ごとに指定しているため、震災の直後に大規模風水害が発生又は発生する恐れがあるときには、避難所の再配置が必要となる場合がある。

② 震災×火山噴火

- ・降灰により交通支障が発生し、救助救出活動や物資等の搬送が困難となる。
- ・火山灰が除去される前に震災が発生すると、降灰荷重により建物被害が拡大する可能性がある。

③ 震災×感染症

- ・新型インフルエンザや感染力の高い未知の感染症等の特に警戒が必要な感染症が流行している場合には、避難所の避難者や災害対応に従事している者に感染が広まってしまう可能性がある。
- ・避難所内で感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生する可能性がある。
- ・救助救出や避難者受入れ等に感染症対策が必要となる。

④ 風水害×火山噴火

- ・降灰が地表に積もったまま雨水が流れることで川や用水路を詰まらせて、洪水や土砂災害が発生する可能性が高まる。

⑤ 風水害×感染症

- ・③の再掲

⑥ 火山噴火×感染症

- ・降灰により飲料水や食品が汚染する可能性があり、感染症の拡大につながる恐れがある。
- ・降灰による呼吸器系の疾患の増加と感染症の拡大により医療体制に大きな影響を及ぼす可能性がある。

2 複合災害に対する対策

複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、対応における制約が大きくなるほか、長期化も想定される。また、被害想定も不確定であるため、次の点に留意する必要がある。

- ・避難体制の整備と避難所確保、適切な避難方法の周知
- ・被害状況の把握と災害情報の発信
- ・複合災害を想定した様々なシナリオを設定した訓練と検証、マニュアルの整備
- ・災害対応従事者の確保と受援応援体制の構築
- ・災害関連死抑止措置

3 感染症対策との連携

市は、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、八王子市感染症予防計画を策定し、市民の健康被害の軽減を図ることとしている。感染症と自然災害が同時発生した場合、第1項で示した事象が想定され、対応も複雑化するため、地域防災計画と八王子市感染症予防計画は互いに連携・補完し合いながら、それぞれの計画に掲げた取組みを推進していくことで、被害軽減策を図る。

第6章 防災ビジョン

第1節 計画の理念

この計画は、災害の危険から市民の生命及び財産の安全を守ることと都市機能を維持することで、八王子市の防災力の向上及び減災を図ることを目的としたものである。

八王子市は、甲州街道や秋川街道、町田街道など古来より交通の要として栄えてきたため、市を中心部には古くからの住宅が建ち並ぶ市街地が形成されてきたが、近年は大規模マンションなどの共同住宅が増加している。また、東京都心から40km圏内という立地条件から丘陵地域をはじめ各所で大規模な宅地開発が進み、新しいまちが形成される一方で、市の西部の山地には由緒ある家々が点在している。

このような市の地域特性や、今後の都市としての開発動向を踏まえた上で、この計画では、災害の発生時軽減化を図るために次の三つの理念を掲げ、防災対策を推進することとする。

1 あらゆる立場で、あらゆるケースに「備える」

八王子市国土強靭化地域計画で掲げる推進目標の展開に向け、ハード、組織、人材などの面で充分な準備を行う。同時に、災害時に迅速な行動ができる体制づくりを進める。

2 知恵と力を出し合い、お互いを「支える」

要配慮者などへの積極的な支援をはじめ、被災者のニーズに沿った生活支援等の対応を行う。

3 広域的な視点をもって、「備える」「支える」を全体に「つなげる」

多摩地域をはじめとする近隣自治体や、より広域的な視点に立った自治体間等共助体制との連携に加え、市民やボランティアなどとの連携促進を行う。

第2節 基本理念達成への方策

基本理念を具体化するため、次の方策を定める。

この方策は、「災害に強い都市をつくる」「災害に強い体制をつくる」「災害に強い人をつくる」といった視点をもって、市民と行政が一体となって取り組むものであり、適宜達成状況を検証し、必要に応じて見直しながら、実現させるものである。

1 備える

<主な施策>

- 【1】最新の被害想定と今後の防災施策の展開を見据えた減災目標の設定
- 【2】備蓄・物資配送対策の推進
- 【3】情報通信の確保
- 【4】地域力を活かした減災に向けたまちづくり
- 【5】平常時からの防災コミュニティ構築

【6】原子力災害等への対応

【7】感染症対策

【8】防災DXの推進

【9】脱炭素社会の実現を兼ね備えた防災対策の推進

<具体的な事項>

- 1) 最新の災害シミュレーションの結果を反映した、減災目標の設定
- 2) 食糧、飲料水、毛布等の確保及び物資配送体制の充実
- 3) 市民等への情報提供手段の充実
- 4) 市民の的確な防災行動に繋がる情報伝達手段の複線化
- 5) 震災に強い施設、住宅づくりの推進
- 6) 自主防災組織を中心とした防災リーダーの育成及び防災のまちづくりの推進
- 7) 実践的な防災訓練によるコミュニティ単位での防災力向上
- 8) 地区防災計画の策定の促進と、策定に向けた地域への支援
- 9) 避難所における感染症対応の体制整備
- 10) 放射性物質に係る正確な情報提供の推進
- 11) モバイルアプリやSNSを活用した情報共有
- 12) 再生可能エネルギーの導入による継続的な電源確保

2 支える

<主な施策>

- 【1】要配慮者対策の推進
- 【2】共助の活性化
- 【3】避難者対策の充実
- 【4】医療対策の充実

<具体的な事項>

- 1) 要配慮者（高齢者・障害者・妊娠婦及び乳幼児など）への特性に沿った積極的な支援の実施
- 2) 自助から共助へ市民が主体となった支えあい体制の構築
- 3) スタンドパイプの活用による初期消火体制の強化
- 4) 女性の視点を踏まえた避難所の管理運営体制の構築
- 5) 八王子市中心部の災害医療体制の充実（災害拠点病院の新規指定を東京都に働きかける）
- 6) 医療機関等の連携促進（市災害医療コーディネーターを中心とした情報連携）
- 7) 必要な医療を迅速・的確に提供するための医療体制・医薬品等の確保
- 8) 早期の生活復旧へ向けた被災調査の迅速化

3 つなげる

<主な施策>

- 【1】広域での防災体制整備
- 【2】帰宅困難者対策の推進
- 【3】ボランティアなどとの連携体制の整備
- 【4】外部機関等への災害に関する円滑な情報提供

<具体的な事項>

- 1) 他自治体等からの受援に係る体制の構築
- 2) 他自治体・事業者との連携によるライフラインの確保
- 3) 鉄道等輸送関係事業者や駅周辺集客施設事業者等との連携強化
- 4) 民間等との連携による一時滞在施設の確保
- 5) ボランティアの受け入れ体制の構築、市民要望への的確な対応
- 6) 大学コンソーシアム八王子のネットワークを活かした大学等との連携強化
- 7) 情報関係事業者等との連携による支援情報の確実な発信

4 調査・研究

法改正等を含めた社会的情勢の変化を踏まえたなかで、災害に強い「都市」、「体制」、「人」をつくるため、平時よりこれらに関する調査・研究を継続的に実施する。

第3節 減災目標

市は、東京都地域防災計画との整合性を図り、次のとおり減災目標を定め、東京都、他区市町村及び市民、事業者と協力して、減災のための対策を推進していく。減災目標とは、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るために地震防災対策の実施に関する目標」のことをいう。なお、この減災目標は東京都地域防災計画やこの計画の上位計画である八王子未来デザイン2040、八王子市国土強靭化地域計画との整合を図り、令和12年度(2030年度)までに達成する。

減災目標の前提として、東京都が令和4年に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」で対象とした地震のうち、市域の97.6%で震度6弱以上の揺れが想定され被害が最大となる「多摩東部直下地震」を採用する。

【減災目標】

令和12年度（2030年度）までに、多摩東部直下地震による人的・物的被害を概ね半減する。

1 死傷者数を概ね半減させる

(1) 建物の耐震化

第2次八王子市耐震改修促進計画（平成29年4月策定）に基づき、建物の耐震化を進める。

- ・住宅の耐震化率は、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消とする。
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率を令和7年度までに100%とする。
- ・防災上重要な市所有の公共建築物の耐震化を令和7年度までに、耐震化率100%となるよう早期に実施する。
- ・耐震診断や耐震改修を実施する場合に、その費用の一部を助成するための制度を周知し、民間建築物の耐震診断と耐震改修を促進する。

(2) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

- ・市民が自ら自宅や事業所内の家具類の転倒・落下・移動防止対策を講じるよう、効果や重要性を周知する。

- ・市は、市民に対して出前講座や、自主防災組織のリーダーに対する研修を通じて、転倒防止器具の重要性について周知啓発を行う。
- ・消防署は、家具類の転倒・落下・移動防止対策について、市民、事業者への普及・啓発及び自衛消防訓練、立入検査実施時において指導を強化する。

(3) 救出・救助・救護体制の強化

自助・共助による救出・救助・救護体制の充実を図るとともに、行政による支援のもと地域と事業所の連携を強化し、自主防災組織、事業所による救出・救助・救護体制の充実・強化を図る。

- ・自主防災組織の活性化を図るため、多様化した災害に対応できる防災リーダーの育成に努め、地域防災力の強化を図る。
- ・自主防災組織に対する救出・救助資器材助成の充実を図り、地域における救出・救助体制の強化を支援する。
- ・1年間のうちに地域の防災訓練に参加したことがある市民の割合を、令和12年度までに35%（「八王子未来デザイン2040」の目標値）とすることを目標に、訓練への参加を促進する。
- ・消防署及び消防団、災害時支援ボランティア等と連携して、市民への応急救護知識及び技術の普及・啓発を推進する。
- ・内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改正）に基づき、福祉関係団体等の協力を得ながら避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成を進め、避難行動要支援者の把握や救助体制の強化など避難行動要支援者の安全確保に係る体制の整備を図る。

(4) 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消

ア 住宅・建築物の不燃化

- ・都市としての延焼遮断機能の強化をはじめ、建築物の不燃化、土地利用の誘導、その他多様な手法の活用により、「延焼火災に強い市街地整備」を総合的に推進する。

イ 延焼遮断機能の強化

- ・道路・河川・鉄道、公園等の有する延焼遮断機能を強化するための施策を総合的に推進する。
- ・都市計画道路の整備にあたっては、延焼遮断などの防災機能の向上を図る整備を行う。

(5) 消防力の充実・強化

- ・消防団員の団員充足率が令和12年度までに定数の100%となるよう人員確保に取り組むとともに、機能強化を図る。
- ・自主防災組織の活動活性化を図る。
- ・既設の防火水槽の適正な維持管理に努め、長寿命化の推進を図っていく。
- ・消火栓の耐震化率の向上に努める。

(6) 市民や事業所の火災対応力の強化

- ・自主防災組織に対する資器材助成にスタンドパイプ等を組み入れ、地域における初期消火体制の強化を図る。
- ・市内にある街頭消火器については、東京都の「地震に関する地域危険度測定調査」における火災危険度が高い地域においては、おおむね30世帯に1本、その他の地域についてはおおむね80世帯に1本の割合で配備する。なお、これに伴い自主防災組織は、資器材助成の消火器等を活用し、地域内で初期消火体制の強化を図る。
- ・建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止対策を進めるとともに、火気使用設備・器具の安全化を進めるなど出火防止対策を推進する。

- ・事業所自衛消防隊との連携を図り地域の初期消火力を強化する。
- ・防災訓練・救命講習等により市民の対応力の強化を図る。
- ・住宅用火災警報器、感震ブレーカーなどの設置を促進する。
- ・停電復旧に伴う出火防止対策を推進する。

(7) 災害関連死の抑止

- ・避難所の衛生環境や既往症の悪化等に伴う災害関連死を抑止するため、被災生活環境を改善する。

2 避難者数を概ね半減させる

(1) 情報伝達手段の多様化、迅速化

適切な避難方法の周知や二次災害を防止するため、災害時における迅速かつ適切な情報伝達体制の強化及び情報伝達手段の多様化を図り、複数の手法で防災情報を入手できる市民の割合を令和12年度に85%（「八王子未来デザイン2040」の目標値）とする。

- ・防災行政無線、防災行政無線確認アプリ、ホームページ、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディアなどを活用し、市民が迅速に緊急地震速報や市からの二次災害防止対策情報などを受けられる体制づくりを進める。
- ・小・中・義務教育学校その他避難所予定施設、防災関係機関に関する災害時優先電話の指定、及び特設公衆電話の整備のほか、近年普及率が高くなっているスマートフォンやタブレット等による通信環境の整備を図る。
- ・災害発生直後の電話輻輳（携帯電話含む）を防止するため、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等を活用するよう、PRに努め、その周知徹底を図る。
- ・孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の指定など通信手段の確保を図る。

(2) 食糧・飲料水の備蓄の推進

- ・災害時のための食糧及び飲料水を3日分以上備えている市民の割合を、令和12年度までに70%（「八王子未来デザイン2040」の目標値）とすることを目標に、各家庭等における備蓄が進むよう啓発する。

(3) 被災住宅の応急危険度判定の早期実施完了

- ・被災住宅に対する応急危険度判定を10日以内に完了させる。
- ・応急危険度判定員の確保、研修の充実を促進する。

(4) ライフラインの早期復旧

- ・ライフラインの早期復旧を図る。

(5) 災害情報の共有化

- ・災害時の避難場所を家族や友人等と共有している割合を令和12年度までに70%（「八王子未来デザイン2040」の目標値）とする。

(6) 建物の耐震化・不燃化、及び太陽光発電等の導入による電力自己調達の推進

- ・建物の耐震化・不燃化を促進するとともに、住宅用太陽光発電等の設置による電力自己調達を進めることにより在宅避難者の比率を高める。

(7) 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消

（目標1-(4)の再掲）

(8) 消防力の充実・強化

（目標1-(5)の再掲）

(9) 市民や事業所の火災対応力の強化

（目標1-(6)の再掲）

3 帰宅困難者対策を強化する

(1) 一斉徒步帰宅者の発生の抑制

- ・「むやみに移動を開始しない」等の基本原則を、「外出者の行動ルール」の周知を通して啓発を図る。
- ・災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板等の複数の安否確認手段の周知をする。
- ・災害時の安否確認の方法を家族や友人等と共有している割合を令和12年度までに70%（「八王子未来デザイン2040」の目標値）とする。
- ・「東京都帰宅困難者条例（平成25年4月1日施行）」及び「八王子行動ルール」の周知を図り、企業や学校等に、3日分の食糧・飲料水の備蓄及び従業員や児童・生徒等の一時待機を促進する。

(2) 一時滞在施設の確保

- ・一時滞在施設を確保するため、市、東京都及び国の公共施設の指定を促進する。
- ・民間事業者等との協定締結を促進し、一時滞在施設の確保及び整備を図る。

(3) 帰宅困難者への情報通信体制整備

- ・八王子駅周辺滞留者対策推進協議会と連携し、交通情報・一時滞在施設等の情報を提供する情報拠点の設置を円滑に行えるように、必要な資機材等を配備するなど、運営体制を整備する。

(4) 徒歩帰宅者への支援

- ・地震による混乱収拾後の帰宅方法についての事業者への周知徹底
- ・代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制整備、災害時帰宅支援ステーション（都立学校等及び九都県市と帰宅困難者支援協定を結んでいるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど）による水道水・トイレの提供、情報発信を行い、帰宅困難者支援体制の充実を図る。

4 建築物の全壊・焼失棟数を概ね半減させる

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 建物の耐震化 | (目標1-(1)の再掲) |
| (2) 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消 | (目標1-(4)の再掲) |
| (3) 消防力の充実・強化 | (目標1-(5)の再掲) |
| (4) 市民や事業所の火災対応力の強化 | (目標1-(6)の再掲) |